鯖江市共同募金委員会

助成金申請書の作成の手引き

鯖江市共同募金委員会

助成対象事業診断表

（※あくまでも目安ですので詳細はお問い合わせください）

個人的な活動と思われるものは対象になりません。

会の事業内容や目的が明示することや会員の意思が民主的に反映できるルールを決めるのは大切なことです。

⇒「これから活動を始めよう」という方も、あきらめずに窓口までご連絡ください。

ない

大切な募金を託すため、被助成団体には財産状況をオープンにできる透明性を求めます。

⇒何かアドバイスができるかもしれません、気軽に窓口までご相談ください。

いない

営利のためだけに行なわれるとみなされる事業は助成の対象になりません。

⇒福祉サービス利用者の生活サポートのためのものもありますので一度ご相談ください。

いいえ

介護保険事業は助成対象外にしています

はい

他の補助金との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業は助成対象になりません。

います

共同募金との重複感を与えるような寄付の募集を行なっている場合は助成の対象にしません。

います

社会福祉を目的としても、それらの手段としてみなされる事業へは助成できません。

はい

はい

（総合窓口で受付けします。）

福井県共同募金会の窓口で申請をお待ちしています。気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】福井市光陽二丁目３の２２

TEL0776-22-1657　Fax 0776-22-3093

一般助成の申請から事業実施までの流れ

共同募金の対象になる団体と対象外事業について

１　対象団体

・社会福祉法人

・更生保護法人

・特定非営利活動法人

・任意団体

２　対象外事業

・行政が経営している事業

・政治、宗教、組合の手段として行う事業

・営利のために行なっているとみなされる事業

・共同募金との重複感のある寄付金の募集を行なっている事業

・他の補助金との重複助成や他の助成の支援がふさわしい事業

３　対象外経費

・組織の運営や管理事務にかかる経費

・全国大会や研修会に参加するための経費

・飲食経費（福祉サービス利用者に提供するものについてはこの限りではない）

・人件費

・スタッフ、ボランティアにかかる交通費、宿泊費、謝金

・ボランティア保険

・高額な講師謝金